

## 事務局等職員の懲戒処分

- 1 被処分者           A（男）
- 2 年            齡           30歳代
- 3 所            属           教育委員会事務局（本庁）
- 4 職            名           主任主事
- 5 処分の時期           令和5年12月22日
- 6 処分の程度           停職12月
- 7 処分の理由

被処分者は、令和4年10月中旬頃から令和5年9月にかけて、JR福北ゆたか線の電車内において、不特定の女性に対し、複数回、身体を密着させた上で、左手の手のひらで女性の右のでん部を触る痴漢行為を行った。

このことは、地方公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。